

各就労継続支援 A 型事業所運営法人 }
各就労継続支援 B 型事業所運営法人 } 代表者 様
各生活介護事業所運営法人 }
各地域活動支援センター運営法人 }

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「事業所工賃向上計画」の作成について（依頼）

平素より、県の障がい福祉サービスの向上に多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日付け障第 5 号で通知しました、厚生労働省による「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針の一部改正においては、令和 6 年度以降についても、都道府県及び事業所において「工賃向上計画」を作成し、より工賃向上に資する取組を目標設定により計画的に進めることとしたところです。

つきましては、下記のとおり各事業所の「事業所工賃向上計画」を作成し、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業所

- ・就労継続支援 B 型事業所【必須】
- ・就労継続支援 A 型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）及び地域活動支援センターのうち、「事業所工賃向上計画」の作成を希望する事業所

2. 提出書類

各事業所の「事業所工賃向上計画」

※策定にあたっては、本通知「5 留意事項」を参照願います。

3. 提出期限

令和 6 年 5 月 31 日（金）【期限厳守】

4. 提出先

- ・岐阜県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進係 宛て
- ・郵送またはメールにてご提出ください。

【郵 送】 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

※封筒の表書に「「事業所工賃向上計画」 在中」と記入してください。

【メール】 c11226@pref.gifu.lg.jp

※メールタイトルは「【事業所名】 事業所工賃向上計画」としてください。

5. 留意事項

- (1) 事業所工賃向上計画（以下、「計画」という。）は、別添様式により作成してください。
なお、同様式以上の内容を含めることは構いませんが、同様式に示す内容は必ず含めるようにしてください。
- (2) 計画作成及び目標工賃の設定については、参考資料4の指針を踏まえて設定していただくとともに、参考資料3中「目標工賃（暫定案）」を参考としてください。
- (3) 計画は、指定されている事業所ごとに作成してください。
なお、従たる事業所がある場合は、必ずその内容も計画に含めて作成してください。
事業所内において、主たる事務所と従たる事業所を別に作成した場合でも、県への報告は主たる事業所にまとめて提出してください。
- (4) 計画作成後は、事業所のホームページ等により公表してください。

6. 参考資料

- ・資料1：【様式】「事業所工賃向上計画」
- ・資料2：【参考】「事業所工賃向上計画」作成例
- ・資料3：【参考】岐阜県工賃向上計画策定に向けて
- ・資料4：【参考】「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（令和6年3月29日付け障発0329第42号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係			
担当係長	塚 本	担当	田 中
住 所	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		
電話番号	0 5 8 - 2 7 2 - 8 3 0 9		
F A X	0 5 8 - 2 7 8 - 2 6 4 3		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		